

大阪市告示第923号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年6月30日

大阪市長 横 山 英 幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 鶴見緑地プール 水泳場	令和7年7月22日（火）	午前9時から 午後9時まで
	令和7年7月28日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 鶴見緑地プール 水泳場	令和7年7月5日（土）から 同月6日（日）まで	午前8時30分から 午後9時まで
	令和7年7月12日（土）から 同月13日（日）まで	
	令和7年7月19日（土）から 同月21日（月）まで	
	令和7年7月26日（土）から 同月27日（日）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）